

## 業務名称：DXLab支援業務

(公告/公示日：2022年4月15日) について、意見招請実施要項に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部 次長(契約担当)

通番	該当頁	項目	意見・質問	回答
1	P.5	4. 業務の内容 (1) DXLab事務局支援	DXLab機能の強化拡充や将来的な発展解消に向けた検討は、DXLab事務局支援の業務内容に含まれますでしょうか。	ご理解の通りです。DXLab機能の強化拡充や将来的な発展解消に向けた検討は業務仕様書4.(1) DXLab事務局支援の③「DX共創の更なる促進に向けて必要な施策案の策定」に含まれます。
2	P.7	4. 業務の内容 (2) DX構想策定支援	DX構想策定支援とDX共創案件支援は連動しているか。	原則として、それぞれ独立した業務かつ個別支援案件であり連動しません。但し、グローバル・アジェンダやクラスター、国別戦略といったプログラムベースでの構想策定の結果として、トップダウン的に個別DX共創案件に繋がることも想定されます。なお、DX構想策定支援の結果として、外部共創ではなくJICAの内部リソースで検討すべきものとして、別契約予定の技術支援に係る受注者と連携することもあり得ます。
3	P.8	4. 業務の内容 (3) DX共創案件支援	ICT環境など未整備な開発途上地域においてはDigitization→Digitalization→Digital Transformationと、DXは段階的に達成されるものと理解しており、DX構想策定やDX共創案件でのフォローアップ施策検討においてそのような段階論的アプローチを検討し提案するという前提で考えて良いか。	ご指摘の段階的な思考フレームワークに沿った施策が有用である案件では、そのような提案がなされることも想定しています。
4	P.8	4. 業務の内容 (3) DX共創案件支援	再委託は「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に準じる必要がありますでしょうか。デジタルパートナーにとって、上記ガイドラインが求める書類への対応は負担が大きいことを懸念しています。	再委託について「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」を準用する予定です。業務の性質上、上記ガイドラインに沿わない事項については都度発注者と受注者の二者で協議することとします。
5	P.11	4. 業務の内容 (4) DX広報支援	DXウェブサイトは、外部企業が構築支援したと理解しており、本件業務の受注者とのデマケ・連携が必要でしょうか。また、必要に応じてDXウェブサイトの構築支援の受注者と直接引継ぎを受けることは可能でしょうか。	DXウェブサイトは、弊機構ガバナンス・平和構築部STI・DX室が別途発注した契約にて作成され、2022年度3月の調査履行期間終了をもって同調査受託者からSTI・DX室に対して関連資料含めて移管されており、業務の重複や引継ぎは発生しません。本業務では、DX広報支援の中で同ウェブサイトの保守運用・追加構築などが含まれます。原則としてSTI・DX室で関連資料の共有や作業指示を行います。
6	P.14	5. 業務実施体制及び業務量 (3) 業務量の目途	国内再委託 (DXLab事務局・DX広報) は業務量25,680人時 (160.5人月) に含まれますでしょうか。	国内再委託分 (DXLab事務局支援とDX広報支援業務量) は想定業務量25,680人時に含まれません。DXLab事務局支援とDX広報支援の双方を合わせて240人時 (1.5人月) /月を想定しており、これに加えて特に事務作業などは国内再委託として外出することを想定しています。
7	P.14	5. 業務実施体制及び業務量 (3) 業務量の目途	広報業務に関し、国内再委託は必須か。国内再委託で想定される業務について当該金額分を受注者側の人時ベースの業務とする提案はあり得るか。	当該再委託分は意見招請実施要項別紙3の1.(1)2)再委託費の通り定額計上とし積算頂く予定です。当該再委託費用を受注者の人時ベースの業務とする提案を可とするか、検討いたします。
8	P.14	5. 業務実施体制及び業務量 (3) 業務量の目途	DX共創案件に係るデジタルパートナーとの再委託は、提示されているD・E・Fコースの金額設定の外枠という理解か。	ご理解の通りです。JICAでこれまで取り組んできた外部民間企業とのPoCの経験を踏まえ、平均500万円/件程度の規模感(上下限を設けず)を想定していますが、意見招請の結果を踏まえて検討いたします。
9	P.14	5. 業務実施体制及び業務量 (3) 業務量の目途	DX構想策定支援に関し、A・B・Cという異なる金額設定のコースが用意されているが、その差分はどういう意図か。	DX共創案件支援も同様ですが、業務従事者の業務量によって差があり、案件の性質により必要と考えられる人時や期間をJICA側と協議しどのコースで行くのかを合意するというプロセスを想定しています。こうした形態としているのは、個別のDX構想策定・DX共創支援案件の開始時に、必要かつ適切な投入量を受注者と発注者で都度合意するよりも契約管理が双方にとって合理的であるためです。
10	P.18	8. 業務実施上の留意点 (2)	全地域・全課題対象ということだが、提案者の強みを活かし地域・課題・技術領域等でフォーカスを絞った提案は可能か。	前提として、JICAの事業担当部門に対するインターナルアドバイザー機能(柔軟なDX共創を可能とする武器)としてDXLabを位置付けており、全地域・全課題対象としています。ただ、特に強みを持つ特定地域・課題・技術領域を際立たせた提案を妨げません。
11	全体	対象地域の絞り込み	・全途上国を対象としているが、現地のDPとのネットワークを強化し、将来的に「DPが回遊する」状況を実現するためには、対象地域・国をある程度絞り、そこに資源を集中させる形で現地のデジタルプレイヤーエコシステムに認知されることが重要 ・全途上国で、全課題を対象とすると、1カ国に多くて1-2件のPOCという形が想定され、結果的に薄く広くなり、現地DPエコシステムに認知される形には及ばないことが懸念される ・対象地域・国の絞り込みに関しては、JICAの事業規模及び現地DPエコシステムの成熟度・成長可能性等を考慮する等の工夫も重要ではないか	DXLabは、JICAの事業担当部門に対するインターナルアドバイザー機能(柔軟なDX共創を可能とする武器)との位置付けでもあり、入口時点で重視する国・地域等を絞らない形とします。他方で、本件業務を運用する中で、現地のデジタルマーケットやスタートアップエコシステムの成熟度・成長可能性、JICA・日本産業界としての優先度等を踏まえ、特にDX共創を推し進めていく対象国地域・課題等を戦略的に絞り込んでいく可能性は十分あるかと考えます。
12	P.12	5. 業務実施体制及び業務量 (1)② 全体の実施体制の評価	・総括、副総括、従事者3名が評価対象とされているが、本業務の内容がその課題分野・地域・デジタル領域分野において多岐に渡ることが想定されていることから、個人の評価以外にも全体の実施体制がどの程度優れているかを評価・採点することを提案 ・具体的には、①途上国の現場においてどのようなチーム体制を持っているのか(現場での経験・ネットワーク)、②デジタルサービスの構想・実現に必要な主要領域においてどのような人員を備えているのか(例：アプリケーション開発、データガバナンス・プラットフォーム、データ分析、ITアーキテクチャ、等)等が十分評価の対象となる必要があると考える	ご指摘の点に関し、「2.業務の実施体制等(2)業務実施体制(要員計画・バックアップ体制)」の項目の評価基準及びプロポーザル作成にあたっての留意事項を改めて検討いたします。
13	P.14,15	5. 業務実施体制及び業務量 (3) 業務量の目途	・「図表4」、「図表5」において示されている各業務のパターンごとの金額上限は、実際の業務や稼働を踏まえると少し小規模に見える ・体制や稼働に合わせ柔軟な提案が可能となるよう、検討願いたい	ご意見を踏まえ、DX構想策定・DX共創案件支援に係る業務量の規模や柔軟性の多寡を改めて検討いたします。
14	P.15	5. 業務実施体制及び業務量 (3) 業務量の目途	・「図表5」において、図表の内訳の数値を足上げると20件になるが、合計値の計算で18件となっているため、いずれで検討すべきか	ご意見を踏まえ、DX共創案件の件数目安について検討いたします。
15	P.15	5. 業務実施体制及び業務量 (4) 事務局と広報に関する再委託	・コンサルタント会社によっては、内部に自前の広報・マーケティングチームや事務担当チームを有しているところ、再委託を前提とせず自由な提案を求める形が望ましい ・具体的には、事務局・広報業務に関し、すべてを包括した人月を提示し(現在の1.5人月よりも多い形)、必要に応じてその業務の一部を再委託可能とする形が望ましい	ご意見を踏まえ、DXLab事務局及びDX広報に係る国内再委託の要否やコンサルタント業務による内包化オプションの是非について検討いたします。
16	P.8 P.15	4. 業務の内容 (3) 5. 業務実施体制及び業務量 (4) 再委託のガイドライン	・POCの再委託に関しては、受注者及び再委託先企業にとっての事務負担を軽減するため、通常の弊機構コンサルタント等契約における再委託ガイドラインと比較して、精算業務を含め柔軟な対応が可能となるよう検討願いたい	回答No.4のとおりです。

通番	該当頁	項目	意見・質問	回答
17	P.9 P.15	4. 業務の内容 (3)④ 5. 業務実施体制及び業務量 (4) 共創案件POCの規模	・平均500万円とのことだが、この規模の場合はパートナー対象はスタートアップ企業が中心となると考えられる ・一方で、JICA事業による開発インパクトの最大化を考えた場合、既に確立されたデジタルプラットフォームプレーヤー（例：モバイルオペレーター、ペイメントプレーヤー、E-Commerceプレーヤー等）との連携も考えられるため、このような比較的規模の大きいパートナーとの連携については、例外的にPOCの規模を大きくすることも検討願いたい	ご意見を踏まえ、DX共創案件支援に係る再委託の規模を改めて検討いたします。
18	全体	-	本件受託者に対する調達制限がございましたらご教示をお願いします。	本件業務の性質に鑑み、特段の競争参加の制限を設ける予定はありません。
19	P.14	5. 業務実施体制及び業務量 (3) 業務量の目途	「25,680人時を想定する」と記載がございますが、こちらは各再委託の金額も含まれますでしょうか。	各再委託の想定業務量・金額は含めておりません。
20	P15,16	5. 業務実施体制及び業務量 (4) 再委託の活用	①-③それぞれ、「約●●万円/件を想定」と記載がございますが、具体的な金額は、本公告時に記載されるとの理解で良いでしょうか。	本公告時に金額を記載予定です。
21	P.6	4.(1)DX Lab事務局支援	貴機構内部部署間や外部団体との会議調整・資料準備・議事録作成は1か月あたりどのくらいの分量を想定しているか、もし分量を検討するにあたって目安とできるものがありましたら御教示願います。	JICA内及び外部団体との会議は、1か月当たり約50件程度を想定しています。
22	P.6	4.(1)DX Lab事務局支援	事務作業支援業務について、再委託とすべきかどうかについては慎重に検討する必要があり、弊社としてはジュニアコンサルタント等、社内人材にて対応するほうが機動性ならびに法令順守の観点から望ましいと考えます。また、偽装請負の観点から単価ベースでの契約を締結することは難しいため、再委託契約を締結する際に作業量を確認のうえ業務委託費用を設定するか、派遣契約を締結することになると思料します。特に前者の場合、業務内容を直接指揮命令することが法令順守の観点から困難であるため、柔軟な対応が難しくなるのではと思料します。	ご意見を踏まえ、DXLab事務局支援に係る国内再委託の要否やコンサルタント業務による内包化オプションの是非について検討いたします。
23	P.7	4.(1)④外部企業・団体からのDX 関連問い合わせ対応	外部からの問い合わせに関し、受注者にて会議調整・資料準備・議事録作成を行うにあたり、作業量の目安としてどのくらいの問い合わせを想定されているか、もし分量を検討するにあたって目安とできるものがありましたら御教示願います。	JICA内及び外部団体との会議は、毎月約40件(毎日2件)程度を想定しています。
24	P.8	4.(3)①オープンソーシング機能の 設計	DX共創案件の実施を可能するための資料として、(c)知的財産に係る取り決め等に留意した再委託契約書のひな形を作成、とありますが、共創パートナーの知財を貴機構に移転することを前提とするという理解になりますでしょうか。図表2に従うと、貴機構事業担当部門が共創パートナーと直接連携するように見えますが、業務の指示等については受注者を通して行われる必要があると考えます。 なお、受注者が共創パートナーと再委託契約を締結する場合、共創パートナーに起因する損害について受注者は免責とさせて頂くという理解でよろしいでしょうか。	共創パートナーの再委託契約を通じた活動で生じ得る知的財産等及び再委託先の共創パートナーの瑕疵その他による損害に係る受注者の免責如何及びに関し、ご意見を踏まえて検討いたします。 業務の指示等に関しては、あくまで再委託の形態を取るため受注者を通して行われるとの理解で間違いありません。但し、JICA事業担当部門及びSTI・DX室、受注者並びに再委託先の共創パートナーがチームとして機能してDX共創案件の実施にあたるよう、JICAは本件業務運営において受注者に留意頂くことを求めます。
25	P.8	4.(3)①オープンソーシング機能の 設計	DX共創案件の実施を可能するための資料として(d)ODA事業等の関係者との合意取り決め文書ひな形を作成する、と記載されていますが、法律事務所以外法的助言は困難であるところ、取り決め文書に必要な項目や論点を提示し、貴機構の法務担当部門にてご判断頂くという理解でよろしいでしょうか。	ODA事業等の関係者との合意取り決めに関し、法的拘束力を有する文書を想定しておらず、また必要な項目や論点等はJICA側にて指示いたします。なお、DX共創案件の実施に際し、現地法制度に関連した法的見解が必要な場合、本件業務の枠内において柔軟に現地法律事務所等との再委託を通じて確認を行うこともあり得ますので、本件の取扱いについて検討させて頂きます。
26	P.8	4.(3)①オープンソーシング機能の 設計	図表2によると、DXLabと共創パートナーは再委託契約もしくは契約なしの連携とありますが、後者の場合は貴機構と共創パートナーが直接契約を締結するという形になりますでしょうか。 なお、共創パートナーとの迅速なサービス開始、という観点では貴機構が直接共創パートナーと契約を締結する形が望ましいと思料します。(他企業も同様と思いますが)弊社においては、再委託契約の締結可否を検討する際、第三者の信用調査チームによって当該企業の信用を調査するプロセスが入り、契約に時間を要する恐れがあります。なお貴機構の事業担当部門が共創パートナーと連携を行う際に、貴機構事業担当部門から直接指揮命令を受けると偽装請負にみなされる恐れがあります。	「契約無し連携」という潜在的な形態に関して、法的な契約に依らないODA事業等との連携の可能性として、共創パートナーとJICA間での連携協定やMOU等を通じた協力内容の合意とそれを基としたDX共創の実施を想定したものです。本件業務受注者は、こうした柔軟な連携についても発注者と協議いただくことを想定しています。 JICAが共創パートナーと直接に契約を締結する形態は本件業務においては想定しておりません。そのうえで、契約に時間を要する懸念は理解しましたので、プロポーザルにおいてその点は留意点として明記ください。
27	P.8	4.(3)①オープンソーシング機能の 設計	オープンソーシング機能において、オープンイノベーション支援会社との共同提案ニーズはあるか意見招請で確認とあります。この点、オープンソーシングを進めるためのオープンイノベーションの仕組みの重要性は十分に理解いたしますが、社内にオープンイノベーション専門チームを有する場合も考えられるため、必ずしもオープンイノベーション支援会社との共同提案に限定する必要はないと思料します。	ご意見を踏まえ、ご指摘の点を検討いたします。
28	P.10	4.(3)⑤DX共創案件の具体計画	DX共創案件関係者間で、DX共創案件の計画を策定するとありますが、共創パートナーは、受注者の再委託先となるため、貴機構と受注者にて協議した上で、受注者が共創パートナーに指示する必要があると思料します。したがって、仕様書には、「DX共創案件関係者と協議の上で、DX共創案件の具体的な活動計画...」、とした方が明確かと思われます。	ご意見を踏まえ、ご指摘の点を検討いたします。
29	P.11	4.(4)DX広報支援	DXウェブサイト、DXLabサイト保守運用にあたり、貴機構ウェブサイト運用事業者(貴機構本体のウェブサイト運用事業者等を想定)との連携が必要な場合には、貴機構を介してコミュニケーションを取らせて頂く点、ご了承ください。	ご意見を踏まえ、ご指摘の点を検討いたします。
30	P.11	4.(4)DX広報支援	業務②、③においてSNSの活用等が定義されていますが、SNS運用作業の業務範囲をご教示いただけますでしょうか。 特に、貴機構のSNSとは別にDX Lab自体のSNSを設けることも視野に入ると、投稿企画、クリエイティブ企画・開発、投稿作業、炎上等監視、分析・レポート等の業務が想定され、SNS運用人員の確保が必要となると思料します。 共創パートナー候補の担当はSNSでの情報収集にも感度が高く、流入施策として有効な手段と考えられるためスポットでの投稿だけでなくマーケティング施策として戦略・企画、運用が継続的になされるような体制・業務が必要と考えます。	ご意見を踏まえ、SNS運用作業の想定業務範囲を業務仕様書において提示することいたします。
31	P.11	4.(4)DX広報支援	「③DX広報に係るデジタルマーケティング」について、広告費やメディア・タイアップ費用等の様々なメディア購入費が必要であると認識していますが、その購入・調達は本契約に含まれるかご教示いただけますでしょうか。 なお、弊社としては、メディア購入は貴機構側で実施いただくことが望ましいと考えます。一般的には2年間のメディア戦略・予算を提案時点で確定することは効率性に欠けると考えており、仮説をもとに実際に出稿・運用したうえで効果検証し、そのデータをもとに費用対効果の高いメディアを購入・調達していくことがあるべき姿であり、この理由において貴機構側で都度購入されることが望ましいと考えています。	本件業務の中でデジタルマーケティングの仮説立案・実施運用・効果検証等を行う中で、メディア購入・調達もご対応頂くことを想定します。予算措置に不透明性に関しては、この点に関する見解方法を検討いたします。なお、ご意見頂いたJICAとの役割分担については、本件業務を通じてJICAとして組織的に活用すべき効率的・効果的なメディアを適宜提言頂き、その内容も踏まえてSTI・DX室及び広報部その他関係部署にて対応を検討することいたします。
32	P.11	4.(4)DX広報支援	「③DX広報に係るデジタルマーケティング」について、散発的にSNS投稿、広告出稿するだけでは成果に結びつけるのが難しいと考えます。初期仮説である戦略に基づき、企画、クリエイティブ、運用、分析・リブランといった継続した営みが必要であり、合わせてWebのコンテンツ運用を実施することを踏まえると現状の工数では対応が難しく、デジタルマーケティングが有効的に機能しない懸念があります。他の業務の重要性も理解しておりますが、共創案件等の成果獲得には共創パートナーの応募獲得が必要不可欠であり、その入り口で躓かないためにもDX広報支援にかかる業務量を拡大する必要があると考えます。ご検討の程、よろしくお願ひ申し上げます。	ご意見を踏まえ、DX広報支援業務に関する業務内容及び想定業務量を改めて検討いたします。
33	P.11	4.(4)DX広報支援	DX広報支援業務について、ウェブサイトの更新や記事コンテンツの作成業務等は比較的まとまった単位での委託が可能であり、再委託とすることが妥当と考えます。但し先述のとおり、偽装請負の観点から単価ベースでの契約を締結することは難しいため、再委託契約を締結する際に、作業量(記事コンテンツ作成数等)を確認のうえ業務委託費用を設定することになると思料します。	ご意見を踏まえ、ご指摘の点を検討いたします。

通番	該当頁	項目	意見・質問	回答
34	P.14	5.(3)業務量の目途	トータル予算管理の観点、また業務量協議に係る発注者・受注者間における不要に過大な交渉を避ける等の観点から、このように金額上限パターンを設けることは適切と考えます。他方で、業務内容によっては上限の閾値が最も高い金額より工数を要する内容（または上限の閾値が最も低い金額より工数を要さない内容）もあり得ると考えます。そのような事態も考慮し、貴機構との協議によっては、例えば1件の業務であるがA+Cの上限の閾値まで認める（その場合A 1件、C 1件とカウント）など、柔軟性をもった設計しておくのが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、DX構想策定・DX共創案件支援に係る業務量の規模や柔軟性の多寡を改めて検討いたします。
35	P.16	6.成果物・業務提出物等	「DXLabサイト」のデータといった広報制作物も納品物となるのではないかと考えますところ、念のためお知らせいたします。	ご意見を踏まえ、ご指摘の点を検討いたします。
36	P.16	6.(4)業務完了報告書（和文）	業務完了報告書の提出日が2024年6月と記載されておりますが、本件の業務期間は2024年9月まで予定されています。2024年9月の誤りかもしれませんので、念のためお知らせいたします。（なお、2024年6月に業務完了報告書を提出する場合、四半期業務実施報告書の提出も2024年6月が最後という理解となりますでしょうか。）	本件の履行期間（予定）は2024年9月までとし、公示時には業務完了報告書の提出を2024年8月とするよう修正いたします。なお、上記スケジュール想定通りとなる場合、四半期業務実施報告書は2024年6月が最後の理解で相違ありません。履行期間（予定）は公示時期によって変更となる可能性がございますのでご留意ください。
37	P.18	8.(4)他コンサルタントとの連携・協業	受注者が他コンサルタントと連携を実施するにあたり、貴機構にコミュニケーションのハブとしての調整を行っていただけると理解しておりますが、もし想定が異なるなどございましたら御教示願います。	ご理解の通りです。
38	P.19	8.(6)執務スペース	執務スペースをご提供いただけると、貴機構と弊社の間でより密な意思疎通を図ることができる可能性もあり、そうした意味ではドロップイン可能な執務席等を御準備いただけると助かります。ただ基本的には海外拠点人材との連携含め、執務スペースがなくとも遺漏なく業務を遂行できると考えます。	ご意見を踏まえ、ご指摘の点を検討いたします。
39	P.23	1.(1)2)再委託費	デジタルパートナーとの再委託費に関しては、過去の実績を踏まえ、1件あたり500万円程度を目安とするのが望ましいと考えます。但し、当該パートナーの技術の成熟度や体制、また連携を志向するODA案件の成熟度や体制によって、金額のパラツキがあると考えられます。そのため当該目安はあくまで目安とし、契約期間（または年度毎）の再委託費トータルでコントロールするのが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、DX共創案件支援に係る再委託の規模を改めて検討いたします。
40	別添	評価表（評価項目一覧）	「2.(1)業務実施の基本方針・方法」について、提案書の分量に上限ページを設ける想定があれば御教示願います。	現時点での案では「業務の実施方針等に関する記述は25ページ以内としてください」と指示させて頂いておりますが、上限分量については改めて検討いたします。
41	別添	評価表（評価項目一覧）	「3.(3)業務従事者」に関して、広報支援業務の重要性に鑑み、業務従事者3名は、①ディレクター／シニアマネージャーレベルの広報担当者1名と、②広報以外の業務を担当する2名としてはいかがでしょうか。	ご意見を踏まえ、評価対象とする主な業務従事者を改めて検討いたします。
42	別添	評価表（評価項目一覧）	今回の評価表（案）では、法人としての類似業務実績詳細を15件以内、業務総括者・副総括者のみならず3名の業務従事者についても類似業務経験詳細を10件以内で記載するようになっており、一般的なコンサルタント契約案件や国内調達案件等と比較して相対的に多くなっていると思われそうですが、もし特段の狙い・目的があれば御教示願います。	法人としての類似業務実績に関しては、本件業務の範囲がDXの取組み支援、ビジネス伴走、広報など広範であることから15件を求めています。また、評価対象の業務従事者についても相対的に幅広く豊富な経験を有する人材を求める観点で10件としています。これらの要件に関しては、今度各社より頂いたご意見なども踏まえ、改めて検討いたします。
43	P5	図表 1	【意見】DX構想策定支援について 図表1の「内部の技術支援」のDX構想策定支援をDX Lab（本件）の範囲としていますが、DX構想策定支援は外部・内部ともに本件の範囲となっておりますが、同時期に調達される「DX主流化に係る専門技術支援業務」のコンサルタントにおいて内部の技術支援を行っていくので、その案件との適切な連携が重要と考えますので、その旨記載をいただくほうが受注者同士が連携する際に明確に発注側から指示できると思っています。  また、本件で設定されているタスク内容は、既存の枠組みの範囲内でのDX構造となっておりますため、従来型の案件におけるデジタルツール活用の範囲に収まってしまう可能性があると考えます。本件の目的が外部との共創であり、限られた期間内に案件実施をされるために、既存プログラム・案件に依拠される設定にされているものと存じますが、中長期的な視点に基づき本来JICAが目指すべきDXとして、既存の枠組みにとらわれない方針・戦略を構想するタスクを別途ご設定された方がよろしいかと考えます。なお、本来JICAが目指すべきDXの構想策定については、JICA内の意識改革と併せて行うことが重要になると存じますため、図表1の「DX構想策定支援」を「外部との共創」と「内部の技術支援」に分割し、後者については少し長い時間軸で行うことをご提案させていただきます。	「DX主流化に係る専門技術支援業務」の適切な連携に関し、業務仕様書（案）の「8. 業務実施上の留意点（4）他コンサルタントとの連携・協業」項目において、「DX構想策定支援業務に関しては、別途STI・DX室が契約を予定している、発注者へのDX技術支援等を行う「DX主流化に係る専門技術支援業務」の受注者と、積極的な情報共有や業務連携を図ること」と記載しております。ご指摘の通り、DX構想策定支援業務においては、「中長期的な視点に基づき本来JICAが目指すべきDXとして、既存の枠組みにとらわれない方針・戦略を構想するタスク」も含み、また「JICA内の意識改革」を業務実施と合わせて行うことを主眼としているため、その意図が明確に伝わるよう業務仕様書案の内容を再検討いたします。なお、かかる問題意識を伴う業務にあつては提示させて頂いた業務量の枠では不足するのではないかというご指摘についても、改めて検討いたします。
44	P11	4. 業務の内容 (4) DX広報支援 ①DXウェブサイトの運用、DXLabサイト構築	【意見】ウェブサイトの運用について 説明会で、DXウェブサイトは他社が構築したものの、まだ運用を開始されていない状態とお伺いいたしました。一般的に他社が構築したシステムの保守運用・一部構築を行う場合、瑕疵担保責任の所在が不明確になりがちになると存じますので、以下のような点をご明記いただけますでしょうか。 ・保守運用に必要なドキュメントとトレーニングは業務開始前に行われる。 ・開発は他社開発領域とは切り離れた領域に限定される。	ご意見を踏まえ、DX広報支援に係る業務内容や留意事項等を再検討いたします。
45	P12	5. 業務実施体制及び業務量 (1) 業務実施体制	【意見】ローカルエキスパートについて ローカルエキスパートの起用タイミングとスキルセットは、案件内容で決まるため、状況により、ローカルエキスパート（再委託含む）、受注者の海外拠点社員、受注者による出張、場合によっては在外事務所職員や現地専門家にもご協力いただくなど、柔軟に対応できる体制で考えるべきかと存じます。	ローカルエキスパートは受注者の海外拠点社員を想定しています。そのうえで、ご指摘の通り国・課題・共創パートナー相手等によって、DX共創案件支援の実施体制は個別に柔軟な対応が必要と考えます。但し、いずれの場合においても、開発途上国におけるODA事業等の現場でPoCを企画・実施・フォローするためには、現地に知悉した人材の活用が不可欠であり、ローカルエキスパートを主たる業務従事者として活用することを想定しています。
46	P15～P16	5. 業務実施体制及び業務量 (4) 再委託の活用	【意見】再委託の活用について ②DXLab事務局支援、③DX広報支援について、定型作業に近いことから、コストをおさえるために再委託であることを理解しました。一方で再委託先の活動においては、詳細な指示が必要なためオーバーヘッド工数が発生すること、一部業務（議事作成やSNS発信記事の原案作成等）についてはJICA様の業務を理解していないと対応が難しいことから、再委託の範囲も柔軟に提案できるようにいただきたいです。	ご意見を踏まえ、DXLab事務局及びDX広報に係る国内再委託の要否について検討いたします。
47	P23	別紙 3 1. 見積書の作成について	【質問】見積額の計算について 見積額の総計額（及び消費税額）の算出方法は、以下の認識でよろしいでしょうか。 ①P14 図表4の合計金額（A案件400万×5+B案件700万×10+C案件1,000万×5） ②P15 図表5の合計金額（A案件1,000万×5+B案件1,500万×8+C案件2,000万×5） ③P15 図表6 ポジション単価×想定業務時間（27カ月分）の合計 ④P23の再委託費 3件 ・DX共創案件支援に関するデジタルパートナーとの再委託費 ・DXLab事務局支援に関する事務作業等の再委託費 ・DX広報支援に関する事務作業等の再委託費  ①～④の合計と消費税額	提示させて頂いた業務仕様書（案）に沿った見積額の総計の考え方はご理解の通りです。今度ご意見を踏まえ、DX構想策定支援やDX共創案件支援に係る業務量・再委託費などを改めて検討いたします。
48	全体	-	デジタルパートナーや共創パートナーは対象国の組織も含めると考えられますが「日本と半々の数」等の想定されている割合はあるでしょうか。	現時点で、DX共創案件に係る共創パートナーについて、日本企業と現地・第三国企業の割合を定めていませんが、ポートフォリオの観点からは相応に現地・第三国企業が含まれることを企図します。
49	P.5～12	4. 業務の内容	業務内容が細かく規定されすぎていると感じています。コンサル側のアイデアをもとに、貴機構とコンサルが協議しながらT&M方式で柔軟に業務内容を決めていく形式はいかがでしょうか。（DX構想策定支援とDX共創案件支援は都度業務量を積算して見積りを協議する点で上記提案に近いと考えています）	本件業務は人時単価ベースで、ご指摘頂いたTime&Material方式での業務運営を前提としています。DXLab事務局支援・DX広報支援はある程度定期的な稼働を想定するため、都度の業務見積りは受注者・JICA双方にとって業務調整の負荷が過大になると思われるところ、提示させて頂いた案ほどの粗い粒度感で業務内容を規定しているものです。

通番	該当頁	項目	意見・質問	回答
50	P.6	② デジタルパートナーのDX共創 シーズ把握	ショートリストのまとめ方の粒度をお伺いします。2020年にJICAと経団連がまとめた「Society 5.0 for SDGs国際展開のためのデジタル共創」のユースケース程度のものでしょうか。	シーズ側のショートリストの取り纏め方と粒度感については、本件業務を通じて受注者・JICA双方で検討し合意するものと考えますが、「Society 5.0 for SDGs国際展開のためのデジタル共創」ユースケースの情報程度の内容は含むものと想定します。
51	P.6	4. (1) DXLab事務局支援	事務作業支援は国内再委託ではなく、自社にて実施したいと思えます。会議調整や資料準備、議事録作成は、日常的に業務に接しているチームメンバーが担うことで業務依頼が効率化されることが理由です。国内再委託をせず、自社にて実施することでジュニアコンサルクラスで月100時間の工数増をお願いしたく存じます。	ご意見を踏まえ、DXLab事務局支援に係る国内再委託の要否やコンサルタント業務による内包化オプションの是非について検討いたします。
52	P.8	4. (3) DX共創案件支援	弊社においてはオープンイノベーション支援会社と共同提案することを想定しておりません。	ご意見拝承しました。
53	P.11	④ 対外セミナー企画運営	セミナーは1回で複数国を対象にすることもあつていいのでしょうか。本業務はJICAの手法の改革が重要と見受けられますが、相手国向けのセミナーは相手国の課題解決を主題とするのでしょうか。	セミナーは複数国を対象にすることも検討し得ます。都度目的に応じて対象者と内容は変わりますが、例えばODA事業等に関する先方政府実施機関が主であればDX共創案件に対する理解促進とDXにより促進される課題解決の提示、現地・第三国のデジタルパートナー候補が主であればJICAのDX共創エコシステムへの誘引などが想定されます。
54	P.12及び P.22	P.12 「(1) 業務実施体制」 P.22 評価表「2. 業務の実施方針等」	業務総括・副総括・従事者の職位は必ずしも想定課通りでなくても良いでしょうか。例えば開発途上国のDXに関する実地経験をシニアマネージャーやマネージャーが持っている場合に総括や副総括への抜擢は問題ないでしょうか。	評価基準として提示する経験等を有し、JICAとして業務総括・副総括に期待する業務を果たすことが可能な人材であれば、肩書には必ずしも拘るものではありません。例えば、本件業務の性質上、受注者は所属部署や組織の垣根を超えて多岐に亘る業務内容に対応可能な人材をアサインすることが求められますが、受注者の内部においてシニアマネージャーやマネージャーレベルであってもそうした人材配置や組織外連携の柔軟な対応が可能であれば、十分な説明とともに業務総括としてご提案頂くことは許容し得ます。
55	P.12	5. (1) 業務実施体制	海外拠点スタッフをローカルエキスパートとして主たる業務従事者として記載されていますが、通常の貴機構のルールですと現地拠点が日本法人とは別法人の場合、業務従事者となれないと認識しています。予め現地法人がJVメンバーであればルールに抵触しませんが、すべての現地法人とJVを組成する必要があり非現実的です。つきましては、提案法人以外の法人をフレキシブルに活用できるような運用とさせていただきますでしょうか。 (例：海外拠点スタッフを現地再委託として特命随契で活用したり、提案法人以外でも業務従事者になれるなど)	ローカルエキスパートは受注者の海外拠点社員を想定しているもの、ご指摘頂いた制約がある場合は、受注者以外の人材を柔軟に活用する方策をご検討のうえエプロポーザルでご提案ください。
56	P.15	5. (4) 再委託の活用	通常再委託費は契約時に確定されますが、本事業は業務量が未確定であるため再委託費を契約当初に確定することが難しいと考えます。DX共創案件支援は、案件の性質によって変動されることを想定されていますが、DXLab事務局支援やDX広報支援についても、柔軟な再委託契約を認めていただけませんか。	ご意見を踏まえ、改めて検討いたします。
57	P.22	評価項目一覧表3 (1)	業務総括者としてパートナーレベルが想定されていますが、マネージャーレベルでも総括実績が豊富なものが多くあります。パートナーと限定せず、パートナー/ディレクター/シニアマネージャーレベルなど、人員選定の幅を広げていただけるとより適切な人員配置が可能となります。	回答No.44のとおりです。
58	P.22	評価項目一覧表3 (1) 1)	類似業務としてDX等だけでなく、新興国・途上国におけるSDGsも求められております。DXとしての専門性が最も重要であることから、総括の要件から本項目を削除し、業務副総括者に対して新興国・途上国におけるSDGsや貴機構の業務経験を求めてはどうか。それぞれに強みを持った人材を掛け合わせてチームを組成することが有効かと存じます。	ご意見を踏まえ、評価基準や評価対象者の組合せなどを改めて検討いたします。
59	P.9	③DX共創案件支援 ④協創パートナーの選定	採択企業について、審査支援に当たっての利益相反の観点からの制限についてガイドラインの設定等はあるか  参考：民連部「中小企業・SDGsビジネスの効果的実施による情報収集・確認調査」プレ公示ToRでの留意事項 本契約の受注者は以下のいずれかに該当する場合、本業務うち、企業の選考採択支援は行わない。 ① 審査業務支援企業が、提案企業として企業募集に応募する場合。 ② 審査業務支援企業と資本関係のある企業が、提案企業として企業募集に応募する場合。 ③ 審査業務支援企業が、共同企業体もしくは補強の一員で、提案企業として企業募集に応募する場合。 ④ 審査業務支援企業が、過去に終了または現在継続中の民間提案型事業において、提案企業、共同企業体、補強もしくは外部人材の一員であり、かつ新たな企業募集に関し、上述の①～③に該当しない場合でも、提案企業による提案内容が、前述の終了または継続中の案件の明らかに後継案件である場合。 ⑤ 審査業務支援企業と企業募集に応募する企業の、役員兼務がある場合。	ご意見を踏まえ、改めて検討いたします。
60	P.11	(4)DX広報支援 ①DXウェブサイトの運用、DXLab サイト構築	DXウェブサイトの保守運用について、以下のどちらの範囲・スキームを想定されているのか、明示いただきたい ・A) 別の事業者が立ち上げたサイトを、本契約受託者が保守運用を引き継ぐ ・B) サーバーその他保守運用に絡む部分は別のサイト開発業者が担い、本事業ではDX共創案件に絡むコンテンツ、ページなどを作成、納品する	A) 別の事業者が立ち上げたウェブサイトを、本件受注者が引継いで、保守運用を行います。また、本業務内にて追加的な開発を行うことを想定します。
61	P.12	5. 業務実施体制及び業務量 (1)業務実施体制	・DX共創案件支援業務に関して、現地の状況に則した迅速かつ丁寧な関係者間調整や対応が不可欠であるため、案件対象国ないし当該地域における受注者の海外拠点等に属する現地事情に熟知したローカルエキスパートを、主たる業務従事者として活用すること。  上記の記載について、評価対象者として設定される「業務従事者(3名)」の要件との矛盾があるため、要件を整理の上、明示いただきたい ・P22の評価表には類似業務の経験として「類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、広報・デジタルマーケティング、社会や産業全体のDX及び企業のDX、デジタル技術・データ活用、民間企業向けビジネス支援・伴走・投資に関する各種業務及び支援業務とする」と記載 ・P12の記載内容は評価対象者外の業務従事者としてローカルエキスパートを配置する旨と理解してよいか	ご理解の通り、p.12の記載は評価対象外の業務従事者としてのローカルエキスパートを、個別のDX共創案件支援に係るチーム構成の主たる要員として配置頂きたい旨を記載したものです。なお、当然ながら非日本国籍や海外オフィスのエキスパートであっても、評価基準に見合う能力と実績があるのであれば、評価対象となる業務総括・副総括・業務従事者としてご提案頂くことを妨げません。
62	P.22	評価表 1. 社としての経験・能力等について	・記載の資格・認証以外にもインパクト投資の観点でのイニシアティブへの参画等も勘案いただけないか -例：「インパクト志向金融宣言」への署名等	ご意見を踏まえ、評価基準を改めて検討いたします。
63	P.22	評価表 3. 業務総括者及び主たる業務従事の 経験能力について	・(1)業務総括者について、求められる能力が多岐に渡ることから、異なる専門性を有する2名を共同で業務主任者として設定することは可能か	ご意見を踏まえ、評価基準及び業務総括者・副総括者の組合せも含め改めて検討いたします。
64	P.22	評価表	3. 業務総括者及び主たる業務従事の経験能力について ・上記同様、(3)業務総括者について、求められる能力が多岐に渡ることから、異なる専門性を有する3名をアサインすることで類似業務経験を総合的に評価いただくことは可能か	ご意見を踏まえ、評価基準を改めて検討致します。なお、評価表の記載ぶりが分かり辛いかもしれませんが、業務従事者3名は、それぞれ異なる専門性を有する3名の組合せで類似業務経験の評価基準を満たすことを企図しています。
65	P.5	2. 業務の目的	事業開始の際に、当該事業から目指すべきアウトカム・インパクトの目標の設定や課題部・地域部の優先順位の方向性をステークホルダー間で合意した上で進める方が、個別の案件のボトムアップの積み上げで数を追うことにフォーカスをするよりもDXLabとしての意義や成果につながると考えます。そのための期間を冒頭に確保することを推奨します	ご意見を踏まえ、業務内容を再検討いたします。
66	P.5	2. 業務の目的	STI・DX室内で本件に関わる担当が限定的とは理解しているものの、本件を通じてJICAとしてDX案件・オープンイノベーション推進のケイバビリティを内部で構築することが今後の持続可能性のためにも重要であると考えため、本件においてできる限り担当者の方々とは共創・協業し、ノウハウをJICA内に蓄積することを重視する必要があると考えます	JICA側では、STI・DX室が本件業務の事務局として、事業DX・オープンイノベーション推進やそれを通じたJICA内での事業変革を起こすケイバビリティを蓄積することが重要であると考えます。そのため、再委託先の共創パートナーによるPoC詳細計画や実施・フォローアップ等を含め、本件業務のすべてに対して、STI・DX室が主体的に関与する想定です。
67	P.6	(1) ①JICA内部のDX共創ニーズ 把握	具体的なニーズの事例、特に貴機構としてベスト・プラクティスと考える事例があれば数例ご教示ください	具体的なJICA内部のDXニーズの事例、想定するDXシーズの事例、DX共創案件としてのベスト・プラクティスなどについては、本公告時の参考資料において提示させていただきます。

通番	該当頁	項目	意見・質問	回答
68	P.6	(1) ①JICA内部のDX共創ニーズ把握	定期的な打合せを想定する各事業担当部門について、想定する部門があれば案としてご教示ください。実際には課題部・地域部が決まらないと想定が難しいかと思しますので、こちらから提案が可能であれば、それも含め検討いたします	定期的な打合せを行う事業担当部門は、地域6部(東南アジア・大洋州部、東・中央アジア部、南アジア部、中南米部、アフリカ部、中東・欧州部)、課題5部(ガバナンス・平和構築部、社会基盤部、経済開発部、人間開発部、地球環境部)、民間連携事業部、及び主たる在外事務所を想定し、必要に応じてその他ODA事業等を担当する部門にも個別にアラインを行う想定です。
69	P.6	(1) ②デジタルパートナーのDX共創シーズ把握	具体的なシーズの想定、特に貴機構としてベスト・プラクティスと考える活用事例又は想定があれば数例ご教示ください	具体的なJICA内部のDXニーズの事例、想定するDXシーズの事例、DX共創案件としてのベスト・プラクティスなどについては、本公告時の参考資料において提示させていただきます。
70	P.7	(1) ④外部企業・団体等からのDX関連問合せ対応	問合せについて、DXLabの推進主体としてSTI・DX室が行うべき対応と、事務局が行うべき対応の区別があればイメージを共有ください	外部問合せに対して、問合せへの一時受け、回答案の作成、内外の会議調整、資料準備、議事録案の作成といった事務作業を受注者に支援頂く想定です。STI・DX室は各問合せに対する回答方針を決定し、回答方法を指示します。
71	P.7	(2) ①セクター又は国・地域のプログラムに対するDX構想支援	特にサポートされたい課題部・地域部・現地事務所の有無や、優先的に考えたいニーズの基準について、現時点の想定があればご教示ください	DXLabは、JICAの事業担当部門に対するインターナルアドバイザー機能(柔軟なDX共創を可能とする武器)として位置付けており、現時点で重視する課題・地域等は敢えて想定していません。
72	P.9	(2) ③DX共創案件の応募勧奨・公示	公示期間、審査機関について、貴機構の制約(公示期間は20日以上取ること、など)があれば条件として明記ください	DX共創案件にかかる再委託先の選定に関し、公平性・競争性・透明性等の一般的な原則を担保する限りにおいて、公示・審査方法はその期間も含めて柔軟に設計する想定であり、そのために特段明記すべき条件はありません。
73	P.9	(2) ④DX共創パートナーの選定	貴機構主体で意思決定をすることが望ましいため、選定において受託者の役割は評価のプロセス・基準を明確化し支援することと理解しており、選定は貴機構が審査者として実施することを想定しています。この役割認識について問題ないでしょうか	受注者が評価プロセス・基準の明確化を含めた選定プロセスの支援に留まるか、評価者の一人として参加するかは検討いたします。
74	P.10	(2) ⑥DX共創案件の実施管理	「現地規制当局との調整・連携」とありますが、JICA担当課(課題部、地域部、事務所)ではなくDXLab事務局として想定される調整・連携の具体的なイメージを共有ください	インフラ全般や保健医療等の規制産業におけるDX共創案件の実施において、原則としてJICA事業担当部門が相手国政府実施機関とともに、規制当局との間で求められる調整や合意を図るものですが、そうした調整にあたって必要な情報の整理、規制当局側との会議調整、資料作成などを想定します。
75	P.11	(4) ①DXウェブサイトの運用、DXLabサイト構築	ウェブサイト運用費用の正確な見積のため、次の情報についてRFPで明記ください ・言語(日本語と英語の2言語か) ・CMS(Contents Management System)の有無 ・CMS上での公募ページなど新規ページの追加可否 ・開発環境(言語、サーバ、OS) ・サーバ・アプリ・ドメインを含むの月ごとの運用費 ・上記運用費をこの事業予算から支払うか ・サーバ会社名(受託先からの再委託とする場合、事前のDDが必要) ・開発したシステム会社名と、問合せなど可能なサポートの有無 ・Google Analytics等アクセス解析ツールの管理状況	ご意見を踏まえ、本公告時における業務仕様書内容を検討いたします。
76	P.12	(4) ④対外セミナー企画運営	セミナー開催に係る想定をご教示ください ・セミナー開催時間(2時間/回など) ・実施時期(特定時期に集中的に実施、通年で文選して実施、など) ・コンテンツの入れ替えの頻度 ・日英各版は同コンテンツを想定するか	セミナーの開催頻度等は改めて検討いたします。
77	P.14	(3) 業務量の目途 ①②	DX構想策定支援、DX共創案件支援の各予算は、貴機構他事業のパイロットと比較すると1件当たりの金額が小さい。いずれの案件でも事務局が内容に入り込んで背景を理解し、ソリューションおよびビジネスとしての設計を行う必要がある。PoC実施の中で次につながる意味のある試行を行うには、サポートする直接人件費とDPへの再委託費で50万円ほどは本来必要な費用であるとする。こうした背景から、金額上限パターンの見直しを検討いただくことは可能か	ご意見を踏まえ、DX構想策定・DX共創案件支援に係る業務量や、DX共創案件における再委託の規模感、及びその柔軟性について改めて検討いたします。
78	P.14	(3) 業務量の目途 ③	JICA独自の調達システムに対応した契約交渉等を再委託先に対し円滑に行うため、専門知識を持つメンバーを補強として他社から事務局支援に加え、想定されている業務時間の枠に加えて、追加的にこの人月を認めていただくことは可能か	柔軟な補強による実施体制の構築を妨げません。一方で、当該補強人材も合わせて、DXLab事務局・DX広報支援を合わせた定常業務としての毎月人時枠に収めてください。
79	P.16	6 成果物・業務提出物等	個別の構想策定支援業務に係る報告書(PPT20頁程度、和文・必要に応じて英文)、個別の共創案件支援業務に係る報告書(PPT50頁程度、和文・英文)について、ページ数は目安として、実際の業務内容に応じ変動することは問題ないか	ご理解の通り、ページ数はあくまで目安であり、DX構想策定支援・DX共創案件支援の個別内容やその規模に応じて、報告内容・分量等を受注者とJICA間の合意することを想定します。
80	P.16	6 成果物・業務提出物等	報告書の提出はGIGAPODを通じた電子提出のみとしていただけないか。製本を必要とする場合は、極力部数を減らしたうえで、印刷・製本費用を事業費として計上することを了承いただけるか	ご意見を踏まえ、成果物・提出物のフォーマットに関して検討いたします。基本的には、業務完了報告書以外はすべて電子ファイルのみを想定します。
81	P.23	別紙3 見積書作成及び支払いについて(案)	個別のポジションの代わりにチームの費用での提示で代用を検討いただけないでしょうか。	本件業務の性質に鑑み、人時単価ベースでの契約を想定しているため、基本的には個別ポジションでの想定人時単価をご提示頂くことが必要です。提案者側で本件業務に従事するチーム構成や各ポジションの投入量などを、非計上だが実質的に活用する社内エキスパートネットワーク等のインプットなどを包含するものとして想定頂き、暫定的に個別ポジションの想定人時単価に落とし込むよう工夫頂けますと幸いです。